

さいたま市職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月12日

さいたま市人事委員会委員長

白鳥敏男

さいたま市人事委員会規則第4号

さいたま市職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の給料表の適用範囲に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(医療職給料表(2)の適用範囲)</p> <p>第3条 医療職給料表(2)は、病院、学校等に勤務する職員で次に掲げるものに適用する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>栄養士及び管理栄養士</u></p> <p>(4)～(13) [略]</p> | <p>(医療職給料表(2)の適用範囲)</p> <p>第3条 医療職給料表(2)は、病院、学校等に勤務する職員で次に掲げるものに適用する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 栄養士</p> <p>(4)～(13) [略]</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。